

(2) 健康いわて21プラン（第2次）について

【東日本大震災津波後の健康づくり】

現 状	課 題	必要となる施策	数値目標
<p>○ 被災地においては、発災直後は高血圧者や脳卒中の発症者も増えたほか、体重や腹囲では被災した男性の方が被災しなかった男性よりも数値が高い状況にあるなど、震災による強いストレスや偏った食生活、運動不足が影響しているものと考えられます。</p> <p>○ 応急仮設住宅等での生活の長期化により、健康状態の悪化が懸念されることから、家庭訪問による健康調査等により、被災者の健康問題を早期に発見し、関係機関と連携しながら必要な支援を行っています。</p> <p>○ 仕事や住宅再建等、個人の復興格差からくる孤立感、喪失感、不安感が生じており、こころの健康に影響を及ぼすことが懸念されます。</p> <p>○ 多くの沿岸市町村では、震災の影響により、健診会場の確保や対象者への周知など、健診実施体制づくりに苦慮しており、震災前に比べ、特定健診・特定保健指導の実施率やがん検診の受診率の低下がみられます。</p> <p>○ 東日本大震災津波により、8市村9施設において、健康づくりの中核施設である保健センターが全壊または一部損壊の被害を受け、うち、5市6施設（釜石市、奥州市、一関市（2施設）、遠野市、宮古市（仮設保健センター））については、平成23年度保健衛生施設等災害復旧費国庫補助を活用し復旧を図っています。</p> <p>○ 東日本大震災においては、沿岸地域を中心に広範囲に及ぶ甚大な被害を受け、職員や施設の被災により行政機能が損なわれた市町村もあり、他自治体や関係団体からの健康支援に携わる保健師、栄養士等の派遣協力が重要な役割を果たしました。</p>	<p>○ 震災以降、応急仮設住宅等での生活の長期化や災害復興住宅への転居等に伴う生活環境の変化により、生活習慣病の発症や症状の悪化、生活不活発発病の発症などが懸念されるため、中長期的な生活習慣病予防などの取組を継続していく必要があります。</p> <p>○ 災害復興住宅への転居に伴い、新たなコミュニティによる健康づくりが必要です。</p> <p>○ 地域の復興と生活の回復に至るまでの間、メンタルヘルスの不調を訴える住民が継続的に現れることが想定されることから、中長期的にこころのケアの取組を継続していく必要があります。</p> <p>○ 喪失体験、恐怖体験、生活環境の変化などが、子どもこころに影響を及ぼすことが懸念されていることから、子どもこころのケアの取組を継続していく必要があります。</p> <p>○ 被災者の健康管理の上で重要な特定健診・特定保健指導やがん検診の実施率（受診率）の向上を図る必要があります。</p> <p>○ 保健センターが全壊した3市村（陸前高田市、宮古市、野田村）及び今後保健センターを整備予定の1町（大槌町）について、市町村保健センターの復旧（新設）を推進する必要があります。</p> <p>○ 災害発生時に迅速に対応できるよう、健康支援スタッフの協力体制の整備が必要です。</p>	<p>○ 応急仮設住宅等の生活の長期化や災害復興住宅への転居等に伴う生活環境の変化による生活習慣病等の発症や症状の悪化を防ぐため、市町村や関係機関・団体と連携し、健康相談や運動・栄養教室などの食生活・運動習慣の改善のためのきめ細かな取組を推進します。</p> <p>○ 応急仮設住宅入居者や災害復興住宅入居後の家庭訪問による健康調査等を行うことにより、被災者の健康問題を早期に把握し、要支援者への支援の徹底を推進します。</p> <p>○ 被災市町村における新たなまちづくりと連動し、関係機関・団体やNPO・企業・教育機関、ボランティア等、多様な主体の参画による健康づくりを推進します。</p> <p>○ 「岩手県こころのケアセンター」（岩手医科大学内）や「地域こころのケアセンター」（沿岸4地域の県合同庁舎内）に専門職を配置し、保健所や市町村との連携のもと、被災者及び支援者を対象に、相談や訪問、健康教育などによるこころのケアの取組を推進します。</p> <p>○ 沿岸3地区（宮古、釜石、気仙）で実施している子どもこころのケアに加え、新たに子どもこころのケアを中長期にわたって担う全県的な拠点施設として「いわてこどもケアセンター」を設置（岩手医科大学内）し、内陸部の子どもを含め、適切なケアが提供されるよう、関係機関と連携しながら取組を推進します。</p> <p>○ 特定健診・特定保健指導やがん検診の実施率（受診率）の低い年代や地区等を対象とした重点的な普及啓発・受診勧奨等を行うとともに、健診受診期間の拡大等利用者が受診しやすい環境の整備など、実施率（受診率）向上に向けた取組を推進します。</p> <p>○ 地域医療再生基金等の活用により、被災市町村の保健センターの復旧（新設）を推進します。</p> <p>○ 災害発生に備え、災害時の保健活動、栄養・食生活支援に係るマニュアルを整備するとともに、関係団体等との協定の締結等を行います。</p> <p>○ 災害医療コーディネーターや災害派遣福祉チーム等との連携を図り、健康支援にかかる協力体制の構築を推進します。</p>	<p>※ 岩手県復興計画 復興実施計画（第2期 H26～28年度）と調整し決定。</p>